

美浜町生涯学習センター利用案内

令和8年2月28日改定

●開館時間 午前10時から午後6時まで

●施設使用料

室名 \ 単 位	1 時間	備 考
研修室 1	800円	冷房又は暖房の料金は使用料に含まれます。
研修室 2	400円	
研修室 3	400円	

●利用の申込み（生涯学習センターに申込み）

- ・ 予約受付 利用する日の2ヶ月前の月の初日から当日まで
- ・ 利用申請 利用する日までに利用許可申請書（様式第1号）を提出
- ・ 受付、申請時間 午前10時から午後6時まで
- ・ 使用料の納入 許可を受けたときに納入
- ・ 休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、金曜日
年末年始（12月27日～1月4日）

※展示及び発表会等の開催のために利用する場合（専用使用）は、お問い合わせください。（利用する日の6ヶ月前の月の初日から5日前までに予約要。事業計画書等を添えて利用許可申請書（様式第1号）を提出していただきます。）

●利用許可のできないもの

- * 楽器の演奏、合唱等の音を出す行為
- * ダンスなど振動を発生させる行為
- * 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- * 施設の管理上支障があると認めるもの。
- * 会社・商店等が営利宣伝を目的として行う事業
- * 会社・商店等が商品を直接販売する場合
- * 個人教授・塾経営者が行う事業
- * 社会教育関係団体が会社・商店等呼んで会員に商品を販売（有料頒布）する場合
- * 社会教育関係団体、又は一般団体が会場でプログラム・テキスト等を有料頒布、又は会員券を発売する場合
- * 政党・政治団体員のみを対象として行う事業
- * 宗教団体が信者のみを対象として行う事業

●利用上の注意

- ①許可を受けた目的以外に利用したり、利用権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ②利用時間を厳守してください。
- ③許可を受けずに館内で寄付金等の募集又は物品等の販売はできません。
- ④館内は禁煙です。
- ⑤施設内への危険物の持ち込み、動物の連行、飲酒、他人に迷惑となる行為は禁止します。
- ⑥利用者の故意又は過失によって、施設及び附属設備をき損若しくは滅失したときは、実費弁償していただきます。
- ⑦使用料の還付は行いません。
- ⑧その他、管理者の指示に従ってください。

●受付・問合せ

美浜町生涯学習センター

〒470-2403

愛知県知多郡美浜町大字北方字十二谷 125 番地

TEL : 0569-82-6464 FAX : 0569-82-6801